

14 ヘイトスピーチ対策の推進

1 ヘイトスピーチ対策の推進

【提案内容】

提出先 法務省、総務省

平成 28 年 6 月にヘイトスピーチ解消法が施行され、本県も同法に規定された責務に基づきヘイトスピーチの解消に係る取組みを進めているところであるが、当該法律にはヘイトスピーチの規制に関する条項は盛り込まれておらず、現在もヘイトスピーチは後を絶たない。この問題は日本国憲法が保障する「表現の自由」などの配慮も必要であるため、自治体ごとの判断に委ねるのではなく、全国一律の判断基準に基づいた規制が行われるよう、**実効性のある法律への見直し**が必要である。

また、インターネット上におけるヘイトスピーチ対策として、国や自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示を可能とするなど**拡散防止に係る法改正等**を要望する。

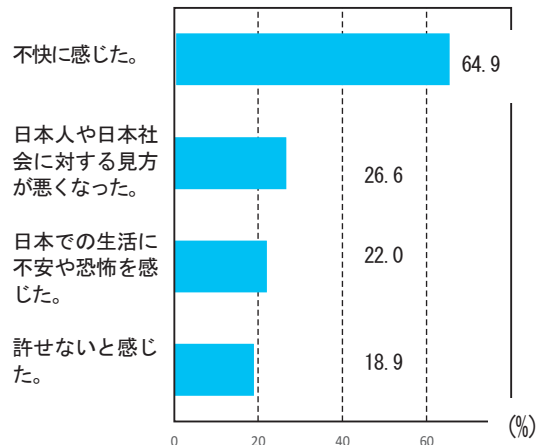
◆現状・課題

ヘイトスピーチを伴うデモは、ヘイトスピーチ解消法制定以後、本県内では鎮静化傾向であるが、街頭宣伝活動やインターネット上での差別表現を伴う書き込みは、依然として活発であり、当事者（外国籍県民）の心をむしばんでいる。こうした状況を改善するためには国による対応が必要である。

◆実現による効果

ヘイトスピーチにさらされている当事者の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現と、県民一人ひとりの外国人に対する人権尊重の機運の定着が図られる。

外国人を排除するなどの差別的なデモ、街頭宣伝活動を見聞きして、どのように感じたか。
(複数回答可)



(法務省「外国人住民調査」平成 28 年より引用)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局人権男女共同参画課)